

# 令和8年度森町保育所保育料表

(令和8年4月～)

- 4月1日時点で3歳以上の場合、保育料は無料です。  
0歳から2歳までの児童は下表のとおりです。

各月初日の教育・保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額：円）	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯等	0	0
2	市町村民税非課税世帯	0	0
3	市町村民税所得割額 48,600 円未満のひとり親世帯等	7,500	7,400
	市町村民税所得割額 48,600 円未満の一般世帯	16,000	15,800
4	市町村民税所得割額 48,600 円以上 77,101 円未満のひとり親世帯等	9,000	9,000
	市町村民税所得割額 48,600 円以上 57,700 円未満の一般世帯	26,000	25,600
	市町村民税所得割額 77,101 円以上 97,000 円未満のひとり親世帯等	26,000	25,600
	市町村民税所得割額 57,700 円以上 97,000 円未満の一般世帯	26,000	25,600
5	市町村民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満の世帯	39,000	38,400
6	市町村民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満の世帯	53,000	52,100
7	市町村民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満の世帯	65,000	63,900
8	市町村民税所得割額 397,000 円以上の世帯	65,000	63,900

- 保育料は、父母の町民税所得割額の合算により算定します。父母以外の者（祖父母）が家計の主宰者と判断された場合は、その者の町民税所得割額を含めて算定します。
- この表において「所得割額」とは、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除などを行う前の税額です。
- 基準となる町民税所得割額について、4月から8月分までは前年度町民税所得割額、9月から3月分までは当年度の町民税所得割額をもとに算定します。
- 復職日等の関係で月途中から利用する場合や、月途中の退所の場合でも、ひと月分の保育料がかかります。  
※日割り計算は行いません。
- 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親家庭、在宅障害児（者）が世帯員にいる世帯です。「その他世帯」とは「ひとり親世帯等」以外の世帯です。
- 同一世帯内に保育所・幼稚園等に入所しているきょうだいがいる場合は、小学校就学前の最年長者から数えて第2子以降の保育料が無料になります。  
ただし、町民税所得割額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等は 77,101 円未満）の場合は、多子軽減の年齢制限はありません。